

令和6年度外国人介護人材マッチング支援業務委託仕様書

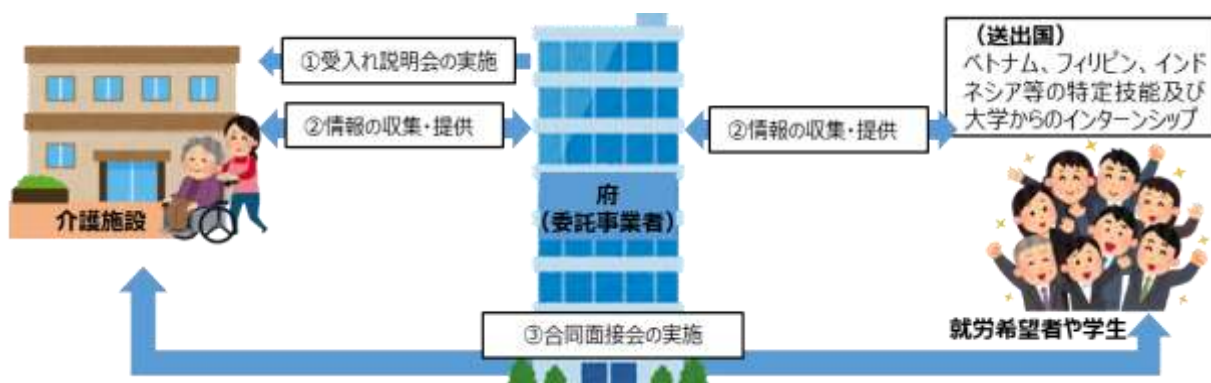
1. 委託業務名

令和6年度外国人介護人材マッチング支援業務

2. 業務の目的

国の外国人材受入制度の拡充に伴い、日本での就労を希望する外国人介護人材は年々増加している。一方、人口減少・少子高齢化に伴い、府内の介護施設等では、介護人材の確保に課題を有しているところが多いものの、外国人の受入れに関するノウハウがないこと等により、雇用を躊躇する施設も少なくない。

生産年齢人口の減少への方策として、外国人材の受入れは避けられない検討課題の一つとなってきた今、大阪府が実施したアンケート調査による、外国人受入れ未実施施設からの受入支援に関するニーズを踏まえ、外国人介護人材受入れに向けた制度等の理解促進と不安の解消を図り、介護分野の特定技能により府内の介護現場での就労を希望する者（以下「1号特定技能外国人」という。）及び現地大学に在籍するインターンシップ生（以下「インターンシップ生」という。）と府内介護施設等とのマッチングを支援することにより、外国人介護人材の受入促進、マッチング成立後の定着に向けての支援等により、介護人材不足の低減に寄与することを目的とする。



3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月曜日）まで

4. 委託上限額

12,967,000円（消費税及び地方消費税含む）※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 業務内容及び企画提案を求める事項

（マッチング数の目標について）※マッチングとは内定合意までのことを示します。

- ・ 1号特定技能外国人 約50名
- ・ インターンシップ生（ベトナム社会主義共和国・ドンア大学の学生） 約10名

(1) 府内介護施設等を対象とした事業の周知及び外国人介護人材の受入れに関する説明会の実施

【業務内容】

- ・ 外国人介護人材の受入れを考えている府内で介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設等を対象とした説明会を複数回開催すること。
- ・ 説明会の内容については、本事業の趣旨・目的に加え、外国人介護人材受入れ制度、事業の内容や具体的なスケジュール、1号特定技能外国人及びインターンシップ生受入れに必要な準備、費用負担等について説明すること。説明会では、既に外国人介護人材を受入れている施設の事例紹介も内容に含めること。

- ・説明会の開催については、対面型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とし、必要な会場、機材等は受託者にて手配し開催すること。
- ・説明会の開催にあたっては、対象施設に対して可能な限り広く案内・周知を図ること。

【提案を求める事項】

- ・説明会参加施設等の確保に向けた具体的な取組内容。
(参加施設等の募集方法、本事業の周知方法、説明会の内容、説明会の実施方法)
- ・本事業での施設側の費用負担については、書面で明示すること。

(2) マッチング成立に向けた1号特定技能外国人、インターンシップ生及び府内介護施設等の情報収集や情報提供

【業務内容】

① 1号特定技能外国人

- ・対象国は、ベトナム、フィリピン、インドネシアのいずれかを含む3カ国以上とする。
- ・1号特定技能外国人に関する情報を収集し、受入れを希望する府内介護施設等の募集に関する情報を提供すること。

② インターンシップ生

- ・インターンシップ生の受入れを希望する施設等の募集をすること。
- ・2025年11月来日に向けて、2024年9月までにマッチングを成立すること。
- ・マッチング成立に向けてベトナム社会主義共和国・ドンア大学と調整を行うこと。
- ・インターンシップ生に関する情報を収集し必要に応じて施設等へ提供すること。

【提案を求める事項】

① 1号特定技能外国人

- ・1号特定技能外国人のマッチング対象国（3カ国以上）の具体的な募集方法。
- ・マッチング成立に向けた情報収集や情報提供の方法と具体的なスケジュール。
- ・府内介護施設等の情報収集や情報提供の方法と具体的なスケジュール。

② インターンシップ生

- ・ベトナム社会主義共和国・ドンア大学との具体的な調整方法。
(現地に赴いて調整を行うなど)
- ・府内介護施設等の情報収集や情報提供の方法。

(3) 1号特定技能外国人、インターンシップ生及び府内介護施設等の募集やマッチング支援

【業務内容】

① 1号特定技能外国人

- ・募集する1号特定技能外国人については、海外で実施した試験及び日本国内で実施した試験を問わず、対象国の現地在住外国人を対象とすること。
- ・介護職種での特定技能試験に合格した1号特定技能外国人を募集すること。
- ・1号特定技能外国人募集の際には、府や介護施設等所在地域の魅力等の情報発信・情報提供及び介護の仕事内容について説明を行うこと。
- ・1号特定技能外国人及び受入れ希望施設等との面接会を開催しマッチングに繋げること。
- ・マッチングの状況に応じて個別面接会を別途開催すること。
- ・マッチングの成立にあたっては、1号特定技能外国人及び受入れ希望施設等が相互合意を得られるようにすること。
- ・面接会の開催については、対面型、オンライン型のいずれの方式の開催でも可とし、必要な会場、機材等は受託者にて手配し開催すること。
- ・面接会前の研修（ガイダンス）を開催し、外国人人材から関心を持ってもらう求人票の作成方法、面接をするときの質問の仕方、注意点・留意点等の研修を実施すること。

②インターンシップ生

- ・ベトナム社会主義共和国・ドンア大学を經由してインターンシップ生の参加希望を受け付けること。
- ・インターンシップ生と受入れ希望施設等との面接会を2回以上開催しマッチングに繋げること。
- ・マッチングの成立にあたっては、インターンシップ生、受入れ希望施設等が相互合意を得るようにすること。

【提案を求める事項】

①1号特定技能外国人

- ・マッチング成立までの具体的なスケジュール。
- ・マッチングに向けた面接会、相談対応の内容。
(合同・個別面接会の具体的な実施方法、相談対応の体制と支援方法)
- ・面接会に向けた研修の実施内容及び開催方法。

②インターンシップ生

- ・マッチングの成立に向けた具体的な取組み内容。

(4)マッチング成立後の定着に向けての支援

- ・マッチングの成立した府内介護施設等に対し、受入機関に求められている義務的支援以外として下記を実施すること。
- ・マッチングの成立した府内介護施設等を対象に1号特定技能外国人及びインターンシップ生の受入れに際して心構え等に関する研修を行うこと。
- ・マッチングの成立した1号特定技能外国人を対象に入国前の研修を行うこと。
- ・マッチング成立後も1号特定技能外国人、インターンシップ生及び受入れ希望施設等から相談(生活支援等)があった場合に対応できる体制を整えておくこと。
- ・マッチングの成立した府内介護施設等に対し、受入機関に求められている義務的支援を代行する登録支援機関の情報を求められた場合は、必要に応じて情報を提供すること。

【提案を求める事項】

- ・マッチング成立後の定着に向けた具体的な支援内容やフォローアップ方法
(1号特定技能外国人とインターンシップそれぞれで提案してください。)
- ・事業を活用してマッチングが成立した後の支援で受入施設が負担する(負担する可能性がある)費用について、その内容及び概算額を示すこと。

(5)本事業の目標達成に向けた取組み

【業務内容】

- ・「5. 業務内容及び企画提案を求める事項」に掲げる目標の達成に向けて、具体的なKPI(業務毎のプロセスと数値目標)を設定すること。業務の効果検証を実施すること。

【提案を求める事項】

事業目標達成に向けた具体的なKPI(業務ごとのプロセスと数値目標)、業務効果の分析・検証手法。

6. 本業務実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報等の取扱い

- ・受託者は、本業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の終了後においても同様とする。
- ・本事業で入手した個人情報を有する書類等については、本業務完了後、確実かつ速やかに廃棄、または消去すること。

- (2) 情報セキュリティ対策
- ・情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全に配慮した管理を行うこと。
 - ・不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに府へ報告すること。
- (3) 業務実施体制
- ・管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要なスタッフを配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。
- (4) 登録支援機関としての業務
- ・受入れ施設に求められている特定技能外国人人材に対する義務的支援を受入れ施設の希望により、受託者が登録支援機関として受入れ施設に求められる義務的支援（※）を代行する場合は、本業務で実施する支援とは区別して行うこと。
※義務的支援：事前ガイダンス、入国手続きに係る支援、入国時の空港等と事業所または住居への送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、生活オリエンテーション、公的手続きへの同行、日本語学習機会の提供、苦情・相談への対応、日本人との交流促進など
 - ・マッチングの成立した府内介護施設等に対し、受入機関に求められている義務的支援を代行する登録支援機関の情報提供を求められた場合は、必要に応じて情報を提供すること。
- (5) 職業紹介事業の許可
- ・職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可又は同法第33条第1項に規定する無料職業紹介事業の許可のいずれかを受けていること。
共同企業体の場合は、1法人以上が許可を受けていること。
- (6) 募集情報等提供事業を行う場合
- ・労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う場合、職業安定法に基づき、特定募集情報等提供事業者として届出を行うこと。
(職業安定法第4条第6項、第43条の2)
- (7) インターンシップ生の受入れについて
- ・インターンシップ生の受入れについては、出入国在留管理庁の「外国の大学の学生が行うインターンシップに係るガイドライン」に沿って適切な対応を行うこと。
- (8) 本府の外国人人材に関する他の部局との連携について
- ・本事業に関して本府他部局と積極的に連携すること。
(例：OSAKA 外国人材受入促進・共生推進協議会など)
- (9) その他
- ・当該事業においては、1号特定技能外国人、インターンシップ生と受入れ希望施設とのマッチングに際して生じる経費（現地面接会参加にかかる費用やマッチング成立時における送り出し機関への人材紹介料等）及び受入れに際して生じる経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）については、全て受入れ希望施設が負担することを前提としていることから、その点を受入れ希望施設に誤認が生じないように、明確に説明すること。
 - ・受託者は、業務の実施に際して常に府と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
また、府は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。
 - ・関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。

- ・業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は府と協議し、府の承認を得るものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、事前に府と受託者が協議の上、決定する。

7. 業務完了後大阪府へ提出するもの

(1) 提出物

- ① 実績報告書
- ② 受入れ説明会、情報収集・提供及びマッチングに関する資料を提出すること。
(詳細は大阪府と協議すること)
- ③ 本事業の検証や分析を行った資料を提出すること。
- ④ その他府が指定するもの。

(2) 納入期限

※別途指定する期日までに提出すること。

(3) 業務完了

提出物の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

(4) 納入場所

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館8階
大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ